

豊川市監査公表第12号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、
同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年2月27日

豊川市監査委員	井田哲明
同	鈴木篤男
同	柴田訓成

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

産業環境部清掃事業課

2 監査の範囲

令和5年4月1日～ 令和7年1月9日

3 監査の実施期間

令和6年11月20日～ 令和7年1月9日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

ア 補助金・交付金・負担金に関する事務について

イ 準公金の取扱事務について

(2) 一般項目

ア 契約に関する事務について

イ 財産の管理に関する事務について

ウ 公金の取扱事務について

エ 庶務に関する事務について

オ 人事に関する事務について

カ 組織に関する事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

- (ア) 私人委託している事業系粗大ごみ処理手数料の収納事務において、私人は収納した当該手数料を、翌月 20 日までに市指定金融機関へ払込みをする運用を行っていた。しかし、業務委託仕様書では、「徴収した手数料を即日又は翌金融機関営業日までに、市指定金融機関等に払い込むものとする。」となっているため、業務委託仕様書にしたがって収納事務を行うよう改善されたい。